

第19節 災害時要援護者・外国人対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 産業経済部 建設部	宮城県 登米市社会福祉協議会 社会福祉施設 介護老人保健施設

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

大規模な地震災害時には、一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、介護を必要とする高齢者、障害者、保護を必要とする児童等（以下「災害時要援護者」という。）、また、市内に在住する外国人、あるいは団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、一般市民より危険が予想される。さらに、避難後の生活にも精神的、身体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、市はその対策について整備する。

第2 高齢者・障害者等への対策

災害時要援護者に関し、身体機能などを考慮しながら、平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、市は、「災害時要援護者支援マニュアル」を策定するとともに、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の協力を得ながら、災害時要援護者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資機材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備する。

(2) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対して避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立する。

2 在宅の災害時要援護者の災害予防対策

(1) 災害時要援護者の把握

市は、民生委員や行政区長、登米市社会福祉協議会等の関係機関と連携・協力し、在宅の災害時要援護者を的確に把握しておく。

(2) 緊急通報システムの活用

既に整備済みである一人暮らしの高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら、協力員（ボランティア等）や市による地域福祉のネットワークづくりを進める。

※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、一人暮らしの高齢者等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

一人暮らしの高齢者等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員（ボランティア等）の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

※ システム概要図（資料編 資料 14-3）

(3) 緊急避難支援体制

市は、市社会福祉協議会、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織）やボランティア組織等との連携により、災害時要援護者の安全確保に係る協力体制の整備に努める。

(4) まちのノーマライゼーション化

市は、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者が平常時の社会参加や災害時における避難行動が容易に行えるよう、道路や建物の段差解消、車いす使用者用トイレの設置など、人にやさしいまちづくりを進める。

3 災害時要援護者用避難所

避難所での避難生活が困難な災害時要援護者の避難所として、老人福祉センター等の福祉施設を災害時要援護者用避難所に指定し、確保する。また、社会福祉法人及び医療法人の協力により、民間社会福祉施設等を避難施設として利用できる体制を整備する。

第3 外国人支援対策

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、市は県と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

- (1) 市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- (2) 市は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- (3) 市は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- (4) 市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含める。
- (5) 市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけるなど、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- (6) 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者など必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。

第4 旅行者への対策

本市には、特色ある景勝地や行楽地、ラムサール条約に指定されている伊豆沼などの観光地があり、年間約 130 万人の観光客が訪れており、災害時の旅行者の安全に配慮する必要がある。このため、市は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練を実施する。

また、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、県や関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

第20節 廃棄物対策

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 建設部	宮城県 廃棄物関係団体 事業者

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第1 目的

大規模な地震災害発生後、大量に発生する廃棄物（粗大ゴミ、不燃性ゴミ、生ゴミ、し尿など）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

第2 処理体制

1 市の役割

廃棄物の処理は、環境事業所クリーンセンター及び衛生センターで行うが、処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、市は広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行う。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合を想定して、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対し、災害時に人員、資機材等の確保及び民間処理施設への受入れについて協力が得られるよう、応援協定を締結するなどの対策を講じる。

2 震災時における応急体制の確保

(1) 大規模地震災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ゴミ・がれき等の発生量は、通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。また、多くの市民が住宅を失い、避難所に避難するため、避難所を中心として、大量の「し尿発生量」が想定される。

一方、処理施設や職員も被災し、その収集・処理能力は低下するものと想定されることから、市は、災害時において適切に対応するため、災害時における廃棄物の処理・処分に関し「市災害時廃棄物処理計画」を作成する。

(2) 生活ゴミや災害によって大量に発生することが想定される廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置き場及び最終処分量を含めた、広域ゴミ処理施設及び最終処分場の確保に努める。

(3) 大規模地震災害時において、し尿処理が適切に行われるよう、施設の耐震化、設備等の整備を進める。

(4) 平常時を上回る大量のゴミ・がれき・し尿を迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町等との相互応援協定を締結し、協力・応援体制を確立する。

(5) 大規模地震災害時において市は、平常時を相当上回る大量のゴミを収集・処理しなければならない。その業務を迅速かつ適切に行うためには、平常時にも増してゴミの分別・排出抑制を徹底し、作業量を減らすことが不可欠であり、市民・事業所等の協力が重要となる。

特に有害ゴミ・危険ゴミの発生時点での分別が極めて重要であることが阪神・淡路大震災の大きな教訓となっていることから、市は、広報紙や市民向け防災マニュアルの作成、その他さまざまな機会を通じ啓発に努める。

※ 除去済障害物集積場所一覧（資料編 資料31）

3 避難所の生活環境の確保

(1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。

(2) (1) の調達やし尿の収集処理等を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ民間の清掃・し尿処理関連業者、レンタル業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を整備する。

第 21 節 積雪寒冷地域における地震災害予防

実施担当	関係機関
総務部 建設部 消防本部	東北地方整備局 宮城県

※災害予防対策における実施担当は、行政組織名を示す。

第 1 目 的

登米市は、積雪量も比較的少なく温和ではあるが、異常気象等により大雪にみまわれた場合における地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第 2 避難誘導體制

市長は、地域住民及び滞在者等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、避難場所を指定し誘導する。避難誘導は、佐沼警察署及び登米警察署の協力を得て、市職員及び交通安全指導員、消防団員が行うこととし、更に地域住民、自主防衛組織等と連携を図り協力して避難活動を行う。

また、これらの関係機関と協議し、災害時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

第 3 除雪体制等の整備

市は、地震における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪降ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根の積雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難をきたすことが考えられるため、消防本部においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

第 4 避難所体制の整備

避難所の運営にあたっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等の確保に努める。